

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和3年8月31日（火曜日）9時30分から12時10分

開催場所

神奈川県庁新庁舎9階 議会第8会議室（横浜市中区日本大通1。リモート実施）

出席者【会長・副会長等】

新井 聡子（弁護士）

奥脇 裕子（神奈川県公立中学校長会副会長）

佐藤 大輔（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会施設部会障害福祉施設協議会会員）

下山 浩子（神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長）

樋田 大二郎（青山学院大学教授）【部会長】

松田 良昭（神奈川県議会議員）

次回開催予定日

令和3年秋頃

所属名、担当者名

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 大賀、若松

掲載形式

議事録

審議経過

（部会長）

開始時間となりましたので、始めたいと思います。それでは、令和3年度第1回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を開催いたします。

本日は、出席委員6名で、児童福祉審議会規則で定める定足数を満たしております。

さて、今年度は、神奈川県公立中学校長会の原田委員に変わり、新たに奥脇委員が委員になりました。また、今年度初めての部会となりますので、リモートではございま

すが、改めて皆様に、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順に、新井委員からよろしいでしょうか。音声チェックも兼ねますのでご挨拶いただければと思います。

(各委員：自己紹介及び通信状況の確認)

(部会長)

ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第にございますように、協議事項として、「令和3年度の重点的協議事項の選定について」ほか2項目がございます。また、報告事項として、「青少年喫煙飲酒防止条例 改正に関して」ほか2項目を予定しております。終了予定時刻は、12時と考えております。約2時間半の長丁場となりますので、途中、休憩を入れる予定です。効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願います。では、早速、協議事項に入りたいと思います。協議事項アの「令和3年度の重点的協議事項の選定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料1により事務局から説明)資料1を御覧ください。令和3年度の重点的協議事項について「1 これまでの経緯」。読み上げます。「神奈川県児童福祉審議会社会環境部会では、平成9年度以来、時宜に応じたテーマを定め、年間を通じて重点的に協議を行い、児童福祉の観点から有害と思われる社会環境への対応を図ってきた。」。

過去分については、裏面にまとめています。御覧ください。別表児童福祉審議会社会環境部会における過去の重点的協議事項。左から、年度、重点的協議事項、対応状況が20年度から並んでいます。例えば、27年度は、「青少年の健全育成をめぐる今日的な課題と今後の方向性について」として、保護者向け条例啓発資料の改善の取組などを進めました。

また、29年度は、「JKビジネス対策にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について」として、条例見直しを、28年度に見直しですが、条例見直しを踏まえ、JKビジネス対策にかかる条例改正の検討などを進めました。

また、昨年度は、「青少年を取り巻く社会環境の課題と健全育成をすすめるための方策について」として、条例全般についての見直しを見据えた今日的な課題の洗い出しと整理などを進めました。

それでは、今年度の案に移ります。表面に戻ってください。「2 令和3年度の重点的協議事項(案)」。読み上げます。

重点的協議事項、「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて。

選定理由、「本県では、県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みを整えており、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定などを含む条例で特に必要があると認めるものについては、見直し規定を附則に設

け、必要性、有効性などの視点から原則5年ごとに見直すこととなっている。青少年保護育成条例は今年度が見直し時期に当たるが、前回平成28年度の見直し以降これまで、携帯電話等のフィルタリングの強化、無店舗型JKビジネス、自画撮り被害防止などに係る条例改正を重ねてきた。社会生活全般に大きな変化と日常生活の中に新しい生活様式に切り替えるような動きをもたらし、青少年の健全な育成をすすめるための取組の実施に当たっても影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、今なお終息を迎えてない中で見直しを迎えることとなるが、条例の適時性確保のため、青少年の健全育成に係る有識者の幅広い知見を賜りたく、協議をお願いするものである。」です。なお、過去21年度、28年度が見直し時期に当たっていますが、同様の重点的協議事項でした。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。事務局からの説明のとおり、重点的協議事項は、当部会の取組として、毎年度、その時その時に応じたテーマを取り上げ、年間を通じて重点的に協議を行っているものです。

事務局案ですが、青少年保護育成条例見直しの時期は、この見直しそのものを重点的協議事項としてきたこれまでの経緯があるようですが、今回もそうしたいということになります。手元の資料を見ながら、なおかつカメラも見ながらで難しい作業を皆さんにお願いしていて、申し訳ないですけども、何か御意見、御質問等はございますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

特に意見がないようなので、事務局案どおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員：異議なし)

(部会長)

ありがとうございました。それでは、「令和3年度の重点的協議事項」につきまして、事務局案どおり「神奈川県青少年保護育成条例」の見直しについて」といたします。続きまして、協議事項イ「青少年保護育成条例 見直しに関して」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料2により事務局から説明) それでは、資料2を御覧ください。まず、見直しに入っていく前に、これまでの条例の歩みを振り返りたいと思います。資料自体は解説本の1頁～14頁にまとめられているものを再掲していますので、かいつまんで口頭でお

伝えしていきたいと思います。

「1 発端」には、こういうことが書かれています。昭和 29 年 2 月 10 日に神奈川県議会議員八木邦継氏は、神奈川県議会議長に次のような趣旨の意見書を提出した。(1) 港や基地をかかえた本県は、青少年を正しく、明るく守り育てるために、社会の悪環境を調整し、青少年の健全な育成を阻害する行為を制限又は禁止する必要がある。(2) それは、地方自治法第 2 条の規定からいって地方公共団体の責務である。(3) したがって、神奈川県議会は、不良文化財、射幸心誘発行為等を規制し、保護者の監護義務を明確に規定した青少年保護育成条例を速やかに制定すべきである。

「2 条例案の審議と成立」にはこういうことが書かれています。この意見書を、地方制度改革等の問題を調査研究するために設けられていた県政調査会特別部会が取り上げて研究することになり、6 か月間の期間を要して条例案が作成された。条例案は、更に県政調査会治安・衛生・民生・文教の各部会によって検討された結果、各部会とも提案に異議なしとの結論が出され、本会議に上程され民生常任委員会に付託の後、閉会中も審議が続行された。昭和 29 年 12 月に開かれた本会議において、民生常任委員長が審査結果を報告の後、全員起立をもって可決し、神奈川県青少年保護育成条例が成立し、昭和 30 年 1 月 4 日に公布された。

発端から成立まで以上となります。それではその後の改正の歩みを確認して、説明を終えたいと思います。2 頁目、3 頁目を御覧ください。

「3 主な改正の概要」。これまで 20 回改正してきており、表は、左から年、主だった内容、社会的背景などと並んでいます。表の見方は例えば、項目 4、制定から 4 年後の 1958 年、昭和 33 年、「指定飲食店（指定されると青少年を立ち入らせられない）」の規定が新たに設けられました。なぜなら「青少年に有害な飲食店、深夜飲食店の増加」が、社会的背景にあったからです、という具合です。

昨年度に、条例の課題の洗い出しをしてきましたが、それにかかる部分でお伝えしますと、35 年後の 1989 年、昭和 64 年、平成元年には、「図書類」にビデオテープが追加される改正がありました。なぜなら、ビデオテープの急速な普及やビデオレンタル店の増加、があったからです。

続いて、42 年後の 1996 年、平成 8 年には、テレホンクラブ等営業所の届出、「図書類」にフロッピーディスク、シー・ディー・ロムを追加、有害図書類の指定及び販売等の禁止（包括指定制度の導入）、有害図書類・有害がん具類の収納禁止（自動販売機への収納）、有害広告文書の制限（ピンクチラシの個別頒布の禁止）。なぜなら、テレホンクラブ等営業の増加に伴う青少年の性的被害の増加、有害図書類の氾濫、CD ロムなどの新種媒体の登場・収納する自販機の増加、アダルトビデオの通信販売用のチラシ（ピンクチラシ）投げ込みの増加、があったからです。

続いて、51 年後の 2005 年、平成 17 年は、深夜営業を行う施設への立入の制限等（深夜営業を行う施設はカラオケボックス・インターネットカフェ等）、着用済み下着等の買受等の禁止、インターネット上の情報に係る努力義務等（有害情報閲覧防止に係る保護者の努力義務）。なぜなら、深夜外出中の青少年が犯罪被害に遭うケースの多発、

いわゆる「ブルセラ」と称される下着等の買い取り業者の出現に伴う青少年の性的被害の増加、インターネットなどの情報機器の急速な普及とともに家庭等での通信機器を介した有害情報との接触機会の増大、があったからです。

続いて56年後の2010年、平成22年は、全面改正してありまして、条例の全面改正（章立てて再編成）、青少年の定義の年齢引き下げ、図書類定義への電磁的記録媒体の追加、有害図書類の指定基準に自殺の誘発等を追加、「保護者同伴でも原則深夜外出は禁止」を規定、風営法等の規制を免れる新たな営業（JKビジネス）の規制、青少年のインターネットを適切に利用できる能力の育成に係る保護者の努力義務、青少年指導員に係る規定の追加。なぜなら、制定から60年弱経過し、制定時と比べ社会環境が大きく変化、2008年、平成20年、県議会決議「青少年を健やかに守り育てる社会を目指す決議」、2009年、平成21年度に条例見直し実施、2009年、平成21年、青少年インターネット環境整備法制定、があったからです。

その他、法律改正に伴い改正していたり、2015年～2017年あたりですね。

さらに最新の改正は、65年後の2019年、平成31年、令和元年の「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」。なぜなら「インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」の増加」があったからです。

そして、今に至っています。以上、条例の歩みでした。

（資料3により事務局から説明）それでは、資料3「青少年保護育成条例の見直しについて」。「1 経緯（見直し由来の改正経緯等）」。「2 段落目から読み上げます。「本県では、県の全ての条例を常に時代に合致したものとするため、一定期間（原則5年）ごとに条例全体の見直しを義務付ける「神奈川県条例の見直しに関する要綱」（以下「見直し要綱」という。）を定めており、これに基づき平成21年度に青少年保護育成条例を見直した。その結果、昭和30年の青少年保護育成条例の制定当時とは社会環境が大きく変化している中で、社会全体で協力して青少年の健全育成に取り組む必要性や、青少年を取り巻く現在の課題への適切な対応の必要性から、青少年保護育成条例全体の規定と構成について全面的な改正を行い、平成23年4月1日から施行した。また、平成28年度見直しを踏まえ、無店舗型「JKビジネス」の規制に係る条例改正を行った。」。以上が、これまでの話となります。

続きまして、「2 見直しの概要」に移ります。「(1) ポイント（見直しの5つの視点）」。「読み上げます。①必要性。条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか、また、県が対応しなければならない課題であるか。②有効性。条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。③効率性。条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。④基本方針適合性。条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。⑤適法性。条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

「(2) 見直しの流れ」。令和3年8月31日今回の社会環境部会。「条例の制定の趣旨の確認」「直近5年間における条例の施行の状況の把握」「条例に関連する社会状況の推移の把握」を踏まえ、見直しの5つの視点をもって、見直し作業をします。そして、令和3年11月中旬次回予定している社会環境部会で、見直し調書の確認を行います。見直し結果は、見直し調書として、最終的にA4サイズ1枚の様式にまとめるようになります。そして、令和3年12月上旬に、県議会第3回定例会常任委員会への報告、見直し結果の報告と、条例改正があれば同時に報告します。

見直しに関してはここまでとなります。なお、改正は、裏面を御覧ください。令和4年2月上旬県議会第1回定例会へ条例改正議案提出、ここまでとなります。

最後に、見直しに当たり事務局の考え方をお伝えして、説明を終えたいと思います。「(3) 令和3年度見直しに係る事務局の考え方」。読み上げます。「①昨年度の状況。第1回社会環境部会（令和2年12月2日書面開催。報告事項）。条例見直しに向けた準備として、事務局で把握している課題と対応の方向性を資料に、事務局案への意見や新たな課題や対応等提案について委員に伺った。第2回社会環境部会（令和3年1月29日リモート開催。協議事項）。第1回部会で伺った意見等を反映した資料に基づき「青少年保護育成条例課題及び対応の方向性等」を協議し、今後、県で条例を統括する部署や関係機関とも調整を進め、次回の部会に向けて内容を詰めていくことで承認された。」

よって、事務局の考え方としては、②になりますが、「上記のとおり令和2年度より、令和3年度見直しを視野に、条例の課題や対応の方向性について協議してきたことから、見直しにはその協議結果を反映していく。」となります。説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。資料2で条例の歩みの振り返り、資料3でこれまでの見直し経緯と、見直し作業の説明がありました。

歩みとしては、昭和29年の意見書を発端に条例が制定され、時代ごとの社会的背景を踏まえ改正等を重ねてきたということだと思います。また、条例が時代に合っているかを定期的に見直す仕組みが県で整えられて以降は、青少年保護育成条例は過去2回見直しを行い必要な改正を行ってきました。今回の見直しは、事務局としては昨年度来の協議を反映させたものにしたいと考えています、このような理解でよろしいでしょうか。

委員のみなさんのほうで、改正すべきところが他にもあるから、そちらの方の議論も併せて行いたい、ということでしたらそのことについても検討していくべきだと考えておりますが、当面の課題としては、見直しということになります。

それでは、見直しスケジュールも立て込んでいるようですが、見直しに力を注いでいきたいと思っております。この後、具体的に資料4で見直し内容・評価を確認していきますが、ここまでで何か御意見、御質問等はございますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは、資料4の見直し内容・評価の確認に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料4、資料5により事務局から説明) それでは、資料4と5で具体的に見直し内容・評価を確認していきます。資料3でも触れましたが、条例の見直し作業は、①条例の制定の趣旨、②直近5年間における条例の施行の状況、③条例に関連する社会状況の推移、以上3つのデータを踏まえ、必要性等5つの視点で行います。「資料5」がデータをまとめたもの、「資料4」が、現時点で、事務局が見直し作業・評価したものです。

ここで第24条をサンプルに、データと評価を見てみたいと思います。資料4の11頁を御覧ください。「(深夜外出の制限) 第24条 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させてはならない。」。2項3項は省略。

条文の下には早速、必要性等5つの視点での評価がありますが、その前にデータを確認します。

資料5の5頁「24条、25条(深夜外出制限)」。まず左列「制定の趣旨」ですが、一ぱつ目「青少年の深夜外出に関する大人の禁止行為等を定め、深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から青少年を守るため、制定時(昭和30年)に規定した」。二ぱつ目、また、保護者が青少年を深夜に同伴して外出する行為が、当該青少年の生活習慣の乱れを惹起するだけでなく、深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがあることから、一定の場合を除きこれを制限するため、保護者同伴による深夜外出制限を平成22年に規定した。【罰則】連れ出し等違反、30万円以下の罰金。以上、制定の趣旨について確認できました。

続きまして、中列「直近5年間における条例の施行の状況」ですが、表は【深夜はいかい補導状況の推移】です。御覧のとおり、平成28年度2万2千人、令和2年度1万5千人と補導人数が着実に減少している状況であることが把握できます。以上、直近5年間における条例の施行の状況を把握できました。

最後に、右列「条例に関連する社会状況の推移」ですが、特記事項ありません。

それでは、資料4の11頁24条にお戻りください。さきほどの、資料5で確認、把握したこと踏まえ、5つの視点で事務局が評価を行いました。必要性。評価○。深夜はいかい補導人数は減少傾向にあるが、深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から青少年を守るため、現在も必要な条文である。有効性。評価○。深夜はいかいは補導状況は着実に減少しており、有効に機能している。効率性。評価○。現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。基本方針適合性。評価○。(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育

成を支える地域社会づくり 530 青少年が健全に育つ環境の整備、に合致。適法性。評価○。本条は憲法や法令に抵触していない。なお、見直しに当たり条例に関係したり参考としている法律が、解説本 185 頁以降にまとめられています。見直しに当たり、28 年度以降の法律改正等を一つ一つ確認しまして、条例に影響を与える改正はないことを確認済みです。

以上、評価としては問題なし、24 条のデータと評価でした。なお、データも評価も条例全 55 条分ありますが、協議時間も限られますので、基本的なデータや、昨年度の部会協議に係る箇所を中心に御説明します。

それではまず、資料 5 の 1 頁目を御覧ください。条例全般と 1 条のところで、基本的なデータを載せています。まず、「条例全般」にある中列【条例周知度】の表。表はどれもそうですが、左列から、項目や年ごとのデータ、最後に 5 年間の増減、を並べています。【条例の周知度】ですが、1 行目が条例の中身も知っている、2 行目が条例の存在は知っている、3 行目が条例を全く知らない人の割合でして、5 年間で知っている人の割合が減り、知らない人の割合が増えました。令和 2 年度に減り増えが顕著ですが、これは、コロナ禍で周知が十分に行えなかったことも、影響していると考えています。引続き、周知に努めていければと思います。

次に、下段に移りまして、【非行少年等の検挙・補導状況】の表。御覧のとおり、検挙・補導人数は減少しています。

次に、その下【青少年保護育成条例違反検挙人数推移】の表。御覧のとおり「みだらな性行為等（31 条関係）」は減少傾向、「深夜同行外出（24 条関係）」は、2、3 年前は増加に転じていますが昨年度は減少に転じました。その他（質受け・買い受け等）は微増しています。

続きまして、右列「社会状況の推移」に移ります。まず、上段、【福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移】の表。御覧のとおり、検挙人数及び被害少年は減少しています。下段に移りまして【神奈川県の人口の推移】の表。御覧のとおり、人口は増えていますが、青少年人口は 5 万人強減少しています。

以上、条例の施行状況と社会状況の推移に係る基本的なデータでした。

それでは、昨年度から部会で協議を進めてきた箇所を中心に、条ごとに個別に確認していきます。

目的第 1 条ですが、必要性以下 5 項目の評価、問題ありません。

続きまして、基本理念第 2 条も、評価問題ありません。

次、県の責務第 3 条、問題ありません。

保護者の責務第 4 条、問題ありません。

県民の責務第 5 条、問題ありません。

事業者の責務第 6 条、問題ありません。

定義第 7 条は、問題あります。昨年度の部会協議に係る箇所です。読み上げます。

「定義第 7 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」。まず、データ集資料 5 では、口頭でお伝えしますが、趣旨以外に特記

事項はなく、趣旨に、青少年にはもともと乳幼児を含めていなかったが22年から含めるようになった旨記載があります。

評価に移ります。必要性。評価○。条例の成立や適用に必要な条文である。有効性。評価○（一部×）。解釈上の疑義を少なくするため、条例において用いる特定の意義、用法が明らかになっており、有効な条文であるが、法令改正や社会状況の変化を踏まえ一部内容を改正する必要がある。効率性。評価○。条例中に複数回用いられる用語が定義で整理されており、効率的に機能している。基本方針適合性。該当なし。適法性。評価○。本条は憲法や法令に抵触していない。

有効性一部×の部分ですが、(1)、1号の青少年について民法改正を受け、(4)、4号の図書類について社会状況の変化を受け、改正を検討しているところなので、有効性にその旨反映し、一部×としたものです。

続けます。条例の解釈適用第8条、問題ありません。

有害興行の指定及び観覧の禁止第9条、問題ありません。なお、資料5で、有害興行指定件数が減少傾向にあることが確認できます。口頭でお伝えしますが、28年度63件に対し去年は43件です。

続けます。有害図書類の指定及び販売等の禁止第10条は、問題あります。昨年度の部会協議に係る箇所が、条文の第2項包括指定になります。読み上げます。「有害図書類の指定及び販売等の禁止第10条、第1項、知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号、なおこれは性的感情を著しく刺激したり、粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発する内容を指しています、1項各号そのいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。第2項、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。」。以下省略。データ集資料5の3頁「10～12条（有害図書類）」を御覧ください。まず左列「制定の趣旨」ですが、一ぱつ目「有害図書類の個別指定は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を有害図書類として指定し、これらの図書類を青少年が入手したり、視聴したりすることがないように規制措置を講じるため、制定時（昭和30年）に規定した。」。二ぱつ目は第2項包括指定に係る部分で、「その後、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類の増加に伴い包括指定を、また、有害図書類が容易に青少年の目に触れたり、立ち読みされたりしないようにするため、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類を陳列するときは①規則第4条に規定する方法により他の図書類と区分して陳列すること、②屋内の容易に監視することができる場所に置くこと、を平成8年に規定した。」。以下省略。続きまして、中列「直近5年間における条例の施行の状況」ですが、括弧書き【個別指定の状況】。二ぱつ目。現在まで16冊指定済み。次の括弧書き【包括指定】。一ぱつ目。「多種多様な図書類が販売されている現状では、個別指定では十分な防止効果が期待できないことから、一定の基準にあるものを包括的に有害図書類としている」。二ぱつ目。「図書類の試買を行って調査をした中で、有害図書類（包括指定）に該当するものを図書関係業界に例示するとともに、区分陳列を徹底するように通知している。（R3.4より休止）」。推移が表にあり、減少傾向です。以

下省略。右列「条例に関連する社会状況の推移」は、特記事項ありません。

それでは、資料4の4頁第10条の評価に移ります。必要性。評価○。1項、図書類は青少年に及ぼす影響が大きいことから、健全な育成を阻害するおそれのある図書を青少年が入手できない等の規制を行うための規定であり、現在も必要な条文である。2項、多種多量の図書類が販売されている現状で、個別指定だけでは十分な防止効果を期待できないことから、現在も必要な条文である。以下省略。有効性。評価○（一部×）。

1項、指定された図書類は、書店では販売自粛されるなど、青少年が入手できなくなっており、有効に機能している。2項、多種多量の図書類が販売されている現状で、個別指定だけでは十分な防止効果を期待できないことから、現在も必要な条文であるが、LGBTの概念の浸透など社会変化を踏まえ運用していく必要がある。」。以下省略。効率性。評価○。1項、条例遵守が徹底されており、効率的に機能している。2項、明確な基準を設け、必要最低限の規制として効率的に機能している。以下省略。基本方針適合性。評価○。以下省略。適法性。評価○。以下省略。

有効性一部×のところですが、2項包括指定については、社会が、LGBTをはじめとして性別を問わないようになってきており、有害図書の判断基準から、性別表記をなくす改正を、規則改正になりますが、検討しているところなので、有効性にその旨反映し、一部×としたものです。

続けます。有害図書類の陳列場所の制限第11条、問題ありません。

有害図書類の陳列に係る努力義務第12条、問題ありません。

団体表示図書類の販売等に係る努力義務等第13条、問題ありません。

団体表示図書類の陳列場所に係る努力義務等第14条、問題ありません。なお、団体表示図書類は、ゲームソフトを指し、知事が指定した業界団体により、A B C D及びZ区分で審査分類されています。口頭でお伝えしますが、資料5で、青少年が扱えないZ区分のゲームについて、図書のような区分陳列や表示の推移があり、5年前に比べ区分陳列がやや後退している状況です。

続けます。有害がん具類の指定及び販売等の禁止第15条、問題ありません。問題ありませんが、昨年度の部会協議に関係する箇所になり、また、対応を変更しています。この後協議します協議事項ウ「青少年保護育成条例 改正に関して」でも説明させていただければと思います。

続けます。自動販売機等の設置の届出等第16条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料5で全国の設置台数が減少傾向にあることが確認できます。27年3,312台に対し令和元年は1,579台です。また、神奈川県内には設置はありません。

続けます。有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等への収納禁止等第17条、問題ありません。

自動販売機等の設置場所に係る努力義務第18条、問題ありません。

自動販売機等に関する適用除外第19条、問題ありません。

有害広告物の制限第20条、問題ありません。

有害広告文書の制限第21条、問題ありません。

利用カードの販売等の禁止第 22 条、問題ありません。

利用カード販売の届出第 23 条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料 5 で表「利用カード販売所届出の推移」、表「利用カード取扱店舗立ち入り実績の推移」でそれぞれ減少傾向にあることが確認できます。

続けます。深夜外出の制限第 24 条、問題ありません。

保護者同伴による深夜外出の制限第 25 条、問題ありません。

深夜営業を行う施設への立入の制限等第 26 条、問題ありません。なお、深夜営業を行う施設は、カラオケボックスやネットカフェに代表されます。口頭でお伝えしますが、資料 5 で表「18 歳未満深夜立入禁止」表示している状況」で、カラオケボックスで 8 割以上、ネットカフェで 9 割以上表示している状況が確認できます。

続けます。個室等営業施設に係る制限等第 27 条、問題ありません。なお、個室等営業施設は、神奈川県内に 2 店舗ある J K ビジネスを冠した店舗や、カラオケボックスやネットカフェに代表されます。

ここで、資料 5 を少し確認したいと思います。

資料 5 の 6 頁下半分の 27 条を御覧ください。中列「直近 5 年間における条例の施行の状況」ですが、一つ目の表【個室等営業施設における内鍵・視野（見通し）の状況】では、2 項目ありまして、内鍵がないため状況確認ができるカラオケボックス等、及び見通しが確保できている、これは店舗の構造上ですが、そうしたカラオケボックス等が、減少している状況が確認できます。また、二つ目の表【個室等営業施設にて発生した福祉犯罪の検挙状況】では、カラオケボックスで横ばい状態、ネットカフェで微増していることが確認できます。

資料 4 にお戻りください。12 頁。続けます。有害役務提供営業を営む者の禁止行為第 27 条の 2、問題ありません。

有害役務提供営業に係る勧誘行為の禁止第 27 条の 3、問題ありません。

有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止表示等第 27 条の 4、問題ありません。

有害役務提供営業に係る従事者名簿第 27 条の 5、問題ありません。

有害役務提供営業者に対する命令第 27 条の 6、問題ありません。

質受け、買い受け等の禁止第 28 条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料 5 では表【違反検挙数】で、28 年 1 件、令和元年 3 件と、件数は少ないですが検挙実績があることが確認できます。

続けます。着用済み下着等の買受等の禁止第 29 条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料 5 では表【違反検挙数】で、28 年 1 件、令和 2 年 9 件と、微増していることを確認できます。取引は実店舗からネット上に移ってしまっていて、県警察によりサイバーパトロールが行われています。

続けます。入れ墨の禁止第 30 条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料 5 では表【違反検挙数】で、30 年 1 件、令和元年 1 件と、数は少ないですが、近年は毎年実績があることを確認できます。

続けます。みだらな性行為、わいせつな行為の禁止第 31 条、問題ありません。問題

ありませんが、昨年度の部会協議に関係する箇所になり、また、対応を変更しております。協議事項ウでも説明させていただければと思います。なお、口頭でお伝えしますが、資料5では表【違反検挙数】で、28年143件、令和2年120件、と、青少年保護育成条例による検挙数の中で最も多いこと、を確認できます。

続けます。児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止第31条の2、問題ありません。場所の提供等の禁止第32条、問題ありません。

性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止第33条、問題ありません。

有害薬品類等の販売等の禁止第34条、問題ありません。

青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務第35条、問題ありません。問題ありませんが、昨年度の部会協議に関係する箇所になり、また、対応を変更しております。協議事項ウでも説明させていただければと思います。なお、後に続きます、同じく青少年のインターネットに係る条項である、役務提供契約の締結等36条、役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出第37条、青少年の発達段階に応じた機能の活用第38条、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務第39条、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等第40条、関係事業者への協力依頼第41条も、問題ありません。

ここで、資料5を少し確認したいと思います。

資料5の10頁を御覧ください。中列「直近5年間における条例の施行の状況」ですが、一つ目の表【出会い系サイト等を利用した事件の被害児童推移】。出会い系サイトよりコミュニティサイトが圧倒数なことを確認できます。2つ目の表【フィルタリングを設定しない割合（保護者）】。設定していない割合が5割弱です。3つ目の表【フィルタリングの要否に係る認識「必要だと思わない割合」（保護者）】。必要だと思っていない保護者が12.7%、1割強います。また、その理由が「特にない」「フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため」などです。4つ目の表【インターネットカフェのフィルタリング導入率】。7割強が導入していることを確認できます。右列「条例に関連する社会状況の推移」に移ります。1つ目の表【①携帯電話等の所有率、②その内スマートフォンが占める率】。最新が30年度のデータになりますが、小学生の6割以上、中学生の8割以上、高校生の9割以上が携帯電話やPHSを持っています。また、その内、小学生で3割以上、中学生で8割以上、高校生で9割以上がスマートフォンです。2つ目の表【フィルタリングの認知「知っていた」の割合（保護者）】。6割以上の保護者が、知っていた知っている、の状況です。

資料4にお戻りください。19頁。関係者等との協力体制の整備第42条、問題ありません。

青少年指導員等第43条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料5では表【指導員数の推移】で、県内で5000人が活躍されていることを確認できます。

続けます。青少年関係団体等への協力依頼第44条、問題ありません。

調査等の要請第45条、問題ありません。

青少年の非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務第46条、問題ありません。

保護者等の通知義務第 47 条、問題ありません。問題ありませんが、昨年度の部会協議に係る箇所になり、また、対応を変更しております。協議事項ウでも説明させていただければと思います。

続けます。青少年の保護第 48 条、問題ありません。

青少年の立ち直り支援の促進第 49 条、問題ありません。

神奈川県児童福祉審議会への諮問等第 50 条、問題ありません。

立入調査第 51 条、問題ありません。なお、口頭でお伝えしますが、資料 5 では表【立入調査等の推移】で、立入件数が 28 年は 512 件、令和 2 年が 189 件で、コロナ禍で件数が減ったことを確認できます。また、指導件数は 28 年 84 件、令和 2 年が 47 件です。

続けます。委任第 52 条、問題ありません。

罰則第 53 条、問題ありません。

両罰規定第 54 条、問題ありません。

適用除外第 55 条、問題ありません。

資料 4、5 の説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。非常に多岐にわたっているので、整理するのが大変だったと思います。資料 5 の制定の趣旨・直近 5 年間の状況・社会状況を踏まえ、資料 4 で昨年度に協議した箇所を中心に、見直し内容・評価の説明がありました。見直しは、青少年保護育成条例全条項にわたり行われますので、資料の頁数が多く、皆さんも、目を通すのに御苦労されたと思います。また、昨年度の協議結果から対応を変更した箇所については、それに沿った評価になっている、とのことでした。見直し全般でも気になるところでも結構ですので、見直しについて、お気づきの点等御発言いただければと思います。一応、一人一言はいただきたいと思いますので、また、新井委員からで恐縮ですが、ぜひお願いします。最初にご発言いただきやっぱりということが途中である可能性もあるので、新井委員には、もう一度最後に順番を作りたいと思います。

(新井委員)

詳細な御説明ありがとうございました。よくわかりました。具体的な中身の話は、この後いただけることでお聞きしております。ちょっと、質問でもよろしいですか。直近 5 年間のデータを見せていただいて、去年 1 年は、コロナの関係でだいぶ特殊な 1 年だったかと思うのですが、検挙人数などが減っている状況について、警察の方なのか青少年指導員の方なのかかわからないのですが、去年一年間の実際の子どもの状況について、どなたかに御説明いただけると、このデータの読み方の前提もわかるかと思うので、お願いできるとありがたいかなと思います。

(部会長)

高橋幹事、もしくは下山委員、最近、実感していること体感していることを教えてもらえますでしょうか。

(下山委員)

最近、全く、体験学習ができていないものですから、直接、子どもに携わることができていないのが事実です。そして、見回り行動なども7月にある予定だったのですが、コロナのせいで、これも全くなくなりました。

ただ、地域や又は学校の校長先生と、社会教育に関しての話し合いは行われております。学校の校長先生とのお話の中では、小学生ではやはり子供たちに鬱憤がたまっているとお話でしたし、中学生ですと、やはり深夜に出回っているというお話を伺っております。ただ、この深夜に、私たちも見回るといことをしていないので、そのあたりは高橋幹事の方がお分かりになるのかなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。高橋幹事いかがでしょうか。

(高橋幹事)

福祉犯の事件などは、検挙件数は県内でも減ってきているところですが、全国的に見ましても減少傾向にあり、本県だけの傾向ではありません。その減少の経緯について、明確にこれが理由だという説明が難しいですが、コロナ禍での相談等を見ますと、自宅で少年たちはゲームに興じているという状況が顕著であり、外出よりも自宅にこもっているという状況があります。また、SNSに起因した被害についても、昨年9月には、青葉区で小学生が、ゲームのチャット機能を利用して、大人に連れ出されて誘拐されるというような事案も起こりまして、SNSに起因した子どもの被害防止に力を入れているところですが、なかなかSNSで、例えばツイッターであれば、アカウントでやりとりしているぶんには閲覧できるんですけども、ダイレクトメッセージでやり取りされてしまうとなかなか見えにくい、ということもあるため、いろいろ工夫しながら対応しているところです。先ほども申し上げましたけども、福祉犯の事件などが減少した理由というのは、明確に御説明できませんが、全国的に減少傾向にあるということがあります。以上です。

(新井委員)

わかりました。ありがとうございました。

(部会長)

佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

お話を伺い、また資料でいろいろとデータを見させていただいた中で、コロナの影響が様々なところに影響をきたしていて、そのことが課題として浮き彫りになって考えていかなければならない状況に今なっているのかな、と思いながらも、やはり35条に言うインターネットに関しては、青少年のスマートフォンの所有率が上がっている状況などがありますし、今後、コロナの影響を考えると、これからパソコン・スマートフォンがどんどん普及していくという中で、その正しい使い方や、特にフィルタリングについて、親の認識というところを踏まえた上での、親子の関係性を含めてでしょうけども、「必要だと思わない割合が一定数あり、特に理由がない割合が高い」ことが今後の大きな課題であり、SNSの被害が、3分の1がラインやツイッターであるといった情報もある中であって、より一層そのように感じました。

(部会長)

ありがとうございました。下山委員お願いします。

(下山委員)

私も佐藤委員と同じように、これから授業でもパソコンが使われていくというところで、最近の話になりますが、子どもたちが操作を知らないことで、入ってはいけないところに入ってしまったたり、違う操作をしてしまって、「これは消すことができないんだよ」、という話をして、大変な思いをして消したというような事例がありました。警察署の方からも、小学生低学年にこういったことが増えている、ということをお聞きしたりしますと、やはり正しい使い方、親御さんの認識によるべきですが、親御さんも大変忙しくて放課後お子さんを預けている方たくさんいらっしゃいます。そうすると、お迎えに来るのが19時半、ご飯食べてお風呂入れて寝るだけ、が小学生の生活。中学生はそのまま塾に行ってしまう、というように親御さんもなかなか目が届いていないことが多くなっているかと思うんですね、やはりこのところが、一番、気になったところだと思います。

(部会長)

ありがとうございます。奥協委員お願いします。

(奥協委員)

資料を見させていただいて、今の中学生、高校生の実態と資料の内容がかみ合っているなど、感じました。私は、中学校現場で12歳から15歳になる子供たちの様子を見ておりますが、やはり、スマートフォンの所有率が非常に高い。それから、先ほど深夜徘徊等が減っているひとつの理由に、委員の皆様が感じていらっしゃるように、巣籠、自宅からいろんなことが発信できますので、子どもたちはあえて外に出かけていかなくとも、スマートフォンを通して情報共有を凶っています。その、正しい使い方は、学校現場でも指導しておりますので、SNSを利用する際の注意点が、いかに危険を伴って

いるか、わかっている子供もいると思いますが、やはり、先ほど下山委員からお話がありましたように、低年齢化が進んでいることも事実なんですね。小学校の校長先生方とも情報共有を図りながらいろいろな対応を学校現場でも行っていますが、学校だけでは解決できないもの、やはり家庭の保護者の皆様、それから、知識と正しい認識を共有化していくような状況を構築していかないと、やはり、子どもたちは楽しい方に流れていきますので、そうした意味でも、注意が必要な状況であることを、この資料を通して改めて認識させられたように思います。それで実際に、今、GIGAスクール構想ということで、学校現場では、小学校も中学校も一人一台の端末機が導入されているところがほとんどだと思います。わたしが仕事しています厚木市も、小学校、中学校、この4月から全員配布されておりまして、それを活用した授業ということを進めておりますけれども、教師あるいは大人も、この様々な情報機器に伴う技術や知識を身に着けていかないと、子どものほうが良く分かっていて、使い方も隙間をすり抜けて、アカウントを少し変えたりするなどちょっといろいろな操作をすることで、先ほどの小学生の使い方が分からなくて弊害が起きてしまうことと違い、中学生は、あえて隙間を縫って、自分たちに都合のいいような形で使うような知識を持っています。そのため、学校現場の職員、保護者の皆様と一緒に、いろいろな知識の共有化が大事になってきていると感じています。

(部会長)

ありがとうございます。松田委員お願いします。

(松田委員)

青少年保護育成条例は、先ほど御説明がありましたように、昭和29年、県議会から提案されたということ、これをわたしはとても素晴らしいことだと思っています。そして、全国初の青少年保護育成条例になりそれが神奈川から作られたということ。ぜひ、大事にしていきたいという思いがありますし、それとともに確認していく、そのために見直しが必要だということ、この見直しのポイントもわたしは適切であると思いました。ただ、先ほど、新井委員からも指摘がありました通り、このコロナ禍、去年の3月、ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に来た、あれからコロナが広がっていく中で、卒業式や入学式ができない、そして、夏を迎え高校野球もできなかった、そして既に2回目の夏を迎えるようになって、相当、子どもたちの中には変化が起きているものと思っています。もう少し、状況を確認していかないと、わからないものが、社会的に、起きているのではないかというふうに思います。そこで、この、見直しの流れですけども、最終的に、令和4年2月上旬県議会第1回定例会へ条例改正議案提出ということになりますが、意外に、令和4年2月、結構、早いのではないかと認識します。そういう意味では、全体の流れをもう少し見ながらですね、特に、社会的変化で何が起きているかも掴みながらですね、この見直しを皆さんと共にできればなということ、今、議論をしながら思っていました。というのは、なかなか条例の見直しということができません。

今日もこうして議論していますが、できたら、みなさんと平場でこういう議論をするような機会があってもいいでしょうけど、この最終的な見直しの流れの中で、どのように社会性、社会規範を取り入れていくのかということ、もう少し全体の流れを検討しながら、やっていってもいいのではないかと、というようなことを感じました。あともう一点、皆さんからも御意見ありましたが、35条～41条のインターネットに係る条項で、インターネットとは違ってスマホというのがひとつ違う存在としてあるということ、インターネットの一部でのスマホではないという、手に持てるインターネットと言いますがもはや違った存在感を持っているので、この問題についてはですね、新たに章立てて、議論していく必要もあるのではないかと、いった認識を持ちました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。松田委員の今の話の中で、例えば令和4年2月の議会に間に合わなくても場合によっては構わない、というところまで踏み込んで考えてみたらどうか、という提案になりますでしょうか。

(松田委員)

今、進行表、そして全体の見直しの概要があります。行政的にはこういう流れの中でつくられていますが、まだ、社会性がよく見えていない、という中では、変更があっても仕方ないのではないかと、コロナ禍においてのことですので、それも視野に入れながらの検討もあり得るのではないかと、考えています。

(部会長)

ありがとうございます。多少、スケジュールについても、判断しなければならない場面が出てきてもいいのかなというふうに思います。スケジュールが結構タイトだなという印象が私もありますので、今後見直しをしていく中で、問題が見えてきた時には、ある程度、議会の方の対策についてはわからないのですが、柔軟にできるところは柔軟にさせていただければというふうに思っています。それから、もうひとつ、これは何人かの方に質問させていただきたいと思うのですが、この青少年保護育成条例というのは、抑止効果を狙って、こういうことをすると犯罪になるよ、こういうことをすると条例違反になるよ、という抑止効果を狙っている部分もあると思うのですが、もうひとつには、県の皆さんが何か施策をする時に、あるいは、青少年指導員の方が何かする時にガイドラインになるというような側面もあるだろうと思っています。そして、もうひとつ、さらにはアナウンス効果みたいなのもあって、条例でこうなっていますが、各家庭ではどうですか、というような形で、家庭の中にアナウンスする時あるいは学校に対してアナウンスする時に、この条例は活躍してきたと思うのですが、その点から、警察の方と、指導員の方、下山委員ですか、それから学校ということで奥脇委員に、この条例が十分に、ガイドライン的な効果、あるいはアナウンス効果を持ち得てきたかどうか、持ち得てきたのであれば、それをさらによいものにしていけばいいと思いますし、

持ち得てこなかった部分があるのであれば、ある程度、これは見直しの後のアナウンスでも済むのかもしれませんが、見直しの中で必要なことがあれば、見直していけばいいかなと思っております。高橋幹事、下山委員、奥脇委員いかがでしょうか。それでは、高橋幹事からよろしいでしょうか。警察としてこれはうまい具合にガイドラインになっていたり、あるいは業者に対してアナウンス効果があったりしたかどうかということについて、いかがでしょうか。

(高橋幹事)

子どもたちを犯罪から守るため、先ほど来、SNSに起因する被害が近年顕著であるというところで、フィルタリングに関してですが、昨年度SNSに起因する事案の、被害児童数というのが、167名おりました、その内、アンケート等で判明しているところでは、約9割にフィルタリングがされていませんでした。これは、保護者の方がどの程度フィルタリング、あるいは、ペアレンタルコントロールというものを、知っているかということもあるわけですが、いま、各警察署、スクールサポーター、生活安全課が中心になって、小学校、中学校に伺いまして、サイバー教室あるいは非行防止教室の中で、危険性というのを子どもたちに紹介しながら、講義させていただいています。また、保護者に対しても、これも小中学校に協力をお願いして、例えば、入校式時などに協力いただいて、保護者が一堂に会する場所を利用して、フィルタリングの重要性、あるいは福祉犯の状況などを説明し、ぜひフィルタリングを活用してほしいと、保護者の皆さんに周知をしております。一昨年よりも昨年はコロナ禍で実施回数は減ったのですが、また今年からは、そういう取り組みをしており、さらに保護者に向けて周知を図っていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございました。そうした活動の時に、この条例というのは、どんな意義を持っていましたでしょうか。

(高橋幹事)

条例についても、話の中で触れていまして、やはり、保護者の役割義務として子どもを犯罪被害から守るためには、必要であるということをお伝えしています。

(部会長)

ありがとうございました。下山委員、何かありますでしょうか。

(下山委員)

はい、青少年指導員にとっては、ガイドラインになっています。こうしたものがあることによって、わたしたちみんなで読んだり、ご相談を受けたりということはあります。また、中学生、鎌倉だけでしょうか、中学生高校生そして警察、青少年指導員等で行い

まず啓発事業においては、この条例がこういう風にあるから、みんなで考えていきましようねという時間を持つことによって広まってきているかなと思います。ただし、アナウンスとして、すごく広がってないのかなと思いますのは「深夜 11 時、え、子どもいけないの？」というような言葉を聞いたり、罰金もあるというようなことを知らない親御さん達は、大変、多いと思っていてまして、それに、条例を目にすることがあまりないのではないかと思うんですよね。「あ、そんなことが決まっているの？条例であるのね？」という言葉は、地域懇談会等でも伺うことができますので、もっと広く目の届くところに置くということも大事なのではないかなと考えます。

(部会長)

ありがとうございます。奥協委員いかがでしょうか。

(奥協委員)

はい、学校では、神奈川県警からのいろいろなチラシですとか、あるいは子どもたちのいろいろな活動に注意喚起を促すような、発信してくれていることもありますので、実は、青少年保護条例にもとづいた取組をずっと続けております。先ほど、高橋幹事からもお話がありましたけれども、実は学校では児童指導生徒指導に係る担当職員がおりますので、例えば、中学校であれば、月に 1 度、そういった会の中で、厚木、私は厚木ですけども、厚木警察署の生活安全課の方が、同席していただきまして、サイバー教室等についてのビラや、保護者へのいろいろな通達について、ご指導いただく機会がとても多いです。すべて、この青少年保護育成条例がやはりいろいろな基盤になっておりまして、それをもとに警察によるサイバー教室を実施している学校もございます。それから高校生による、高校生が警察の方から指導を受けて、中学校あるいは小学校に出向いて、SNSに係るような指導するというような取組では、子どもたちのいろいろ繋がりの中から学ばせる、というようなことも行っております。わたくしの子どもが高校に行きました時に、高校でもですね、保護者会の冒頭で、やはり、この青少年保護育成条例に基づいた取組で、必ず、SNSに係るいろいろな注意喚起、あるいはスマートフォンや携帯の種類に基づいた、保護者への注意喚起、その時はもちろんフィルタリングにも触れるような形ですが、高校の現場でもそのような取り組みを進めていました。青少年保護育成条例に基づいて、学校現場では、子どもたちの安全、それから、正しい知識を、ということで取り組みを進めている関係もありますので、この条例が、いろいろな形で見直しされ、子どもたち家庭への啓発に関係してきたことを見れば、学校現場として、お礼を申し上げたいところでもございます。

(部会長)

ありがとうございます。役に立っている部分と、もっと役に立たせたいぞという部分と、二つあったかなというように聞きました。出だしたかったので十分意見を表明できなかったかもしれませんが、新井委員いかがでしょうか。

(新井委員)

みなさんのお話、大変参考になりました。みなさん触れておられますけど、条例周知度が、倍近く、知らないと答えた方が増えているということも、去年一年間のコロナ禍のせいだったかと思えますし、奥脇協員がおっしゃってありましたように、学校頼みの現状というものがあつたかなと思っておりますので、学校だけではない、条例の周知の仕方も考えて行かなければならないなど、今回改めて思いました。

(部会長)

ありがとうございました。幹事さんの方で、この段階で何かありますでしょうか。

(青少年課長)

先ほど、条例改正の、これからのスケジュールの話が、松田委員の方から出ましたけども、通常、条例見直しを行うと、条例改正が必要ということになると、通常であれば一年くらい時間をかけて実際にどのような条例改正をするかということ、検討していく方が実はオーソドックスでございます。ただ、今回は、来年4月に民法改正とか関連する法律が、改正されることから、来年4月に、この条例も、一部、どうしても、変えなければいけないという事情がございます。そこを睨んでのスケジュールを、今、お示ししております。ただし、今後、見直し結果で、もう少しここはじっくり議論したほうが良からうということであれば、引き続き検討を進めて、来年の4月に間に合わなかった部分については、さらに議論を深めて、その次の機会に条例改正することも可能です。近々に取り急ぎ改正できるものについては、このスケジュールに載せたいと思っておりますけども、引き続き議論していきたいというふうに思っておりますので、御承知おきください。

(部会長)

ありがとうございます。ここで、いったん休憩を入れます。休憩入れた後で今の部分の続きをするか、あるいはそうでなければ、協議事項ウの方に入っていきたいと思いません。

----- 休憩 -----

(部会長)

資料4と5について事務局から説明があり協議してまいりましたが、この協議の中で言い残していること、提案し残していることがあるようでしたら、最初に伺いたいと思います。

(各委員：意見なし)

(部会長)

はい、それでは先に進んで、またもとに戻る必要があるときは、その旨言っただけければ、もとに戻りたいと思います。それでは、協議事項ウ「青少年保護育成条例 改正に関して」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料6により事務局から説明)冒頭頁「青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等(事務局案)」は、前回部会にてお配りした資料を時点修正したものです。右列8月時点对応の列を加えています。前回部会では、1月時点对応案について、「今後、県で条例を統括する部署や関係機関とも調整を進め、次回の部会に向けて内容を詰めていく」ことで承認されました。関係機関と調整を進め、調整結果等を反映させたものが、右列8月時点对応の列となります。上の表で3つ、下の表で5つの課題等がございます。上で法律改正に伴うもの、下でトレンド、他自治体先行事例に伴うものに分けています。

前回部会から対応を変えてないものが、1のア、2のエ、オとなりまして、それについて冒頭頁で御説明差し上げた後に、その他前回部会から対応を変えたものについて、詳細頁でお伝えできればと思います。

まず「1 法律改正に伴うもの」の「ア 民法改正関係」。成年年齢の引き下げ・女性婚姻年齢の引き上げ・成年擬制制度の消滅が、令和4年4月から行われることに伴い、条例の7条、定義「青少年」の内容への反映を検討するもの、となっていて、前回部会から変更なく、「R3. 1時点对応案のとおり(経過措置を併せて検討)」としています。なお、経過措置とは、民法改正の経過措置に合わせるもので、2つございます。一つは、令和4年4月時点で既婚の16歳、17歳の女性は成年とみなすこと、もう一つは、令和4年4月時点で16歳、17歳の女性は引き続き婚姻することができるということ、です。条例でも同様の経過措置を設けますが、後者については、引き続き婚姻ができそれにより婚姻した場合には、成年とみなし青少年から除外する、とするものです。

次に「2トレンド、他自治体先行事例に伴うもの」の「エ 図書類の定義の見直し」です。これは、条例で図書類には、書籍の他、ビデオディスクやフロッピーディスクを含め定義しており、時代に沿った内容に定義を見直すことを検討するもの、となっていて、前回部会から方向性の変更はないのですが、「記録媒体は変化し続けることや、例示の有無の状況から、例示しない定義に見直す」としています。これはつまり、フロッピーディスクを仮にUSBメモリーに置き換えたところで、いつか必ずUSBメモリーも古いとされる時代が来るということ、法律などで例示していないパターンがあることを指します。

続いて「オ 性別表現の見直し」です。LGBTといった時代の潮流や改正刑法で性別が不問になったことを踏まえ、条文上の性別表現を見直すことを検討していくもの、となっていて、前回部会から変更なく、「R3. 1時点对応案のとおり(内容を、関

係機関と調整中)」としています。関係機関とは、具体には、横浜地方検察庁を指し、例えば、男女間の愛ぶの姿態という表現を、人同士の愛ぶの姿態、同性間の行為を他の項目に置き換えるといった表現変更を、調整中です。

前回部会から対応を変えていないものについての説明は以上です。続きまして、対応を変えているものの説明に移りたいと思います。

A 4 横型の資料 6 の詳細資料を御覧ください。2 頁目を御覧ください。なお、基本的には前回部会時の内容を時点修正した資料となっています。時点修正した部分に、網掛けしています。資料の上半分にある「1. 項目（課題）」や「2. 現状・他自治体状況」など前回部会時との共通部分は割愛しながら、資料の下半分にある新旧対照表を中心に進めさせていただきたいと思います。

それでは始めます。「覚せい剤」表現の見直し。表を御覧ください。前回部会では、左列 47 条（保護者等の通知義務）の「ひらがな覚せい剤」を、中列 47 条「漢字覚醒剤」への変更を検討し、終えていました。けれども、その後変更がありました。

表の上「3. 対応の方向性」の網掛け部分を御覧ください。「検討の結果、表現変更だけの単独改正はしないといった条例上のルールから、表現変更しないこととする。」。説明します。これは、県の条例所管している所属と調整した結果なのですが、覚醒剤取締法で、漢字覚醒剤に置き換わったからと言って、置き換えだけのための条例改正は行わないというのが、ルールとしてあるようです。

よって、今回の対応としては、表の右列を御覧ください。ひらがな覚せい剤のまま表現変更しない、としました。

続いて、3 頁目を御覧ください。刑法改正による「みだらな性行為、わいせつな行為」定義の見直し。この項目は少しボリュームがありますのでご承知おきください。はじめに現在の規定を振り返りたいと思います。この後の項目にもかかってくる部分となります。5 頁を御覧ください。左列上 31 条の規定ですが、「何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。2、何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。3、第 1 項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。」

それでは、3 頁に戻りまして、「3. 対応の方向性」を御覧ください。

まず【構成要件（参考法令等）】について。前回部会では、「みだらな性行為、わいせつな行為」がもともと刑法や裁判の判例を参考としているのですが、これからも引き続き参考にしていく、として終えていました。今回の対応でも変更ありません。

次に【平成 29 年刑法改正】。前回部会では、刑法改正に係り「みだらな性行為、わいせつな行為」の定義・条文の見直しを検討しましたが、2 行目途中から読み上げますが「条例上みだらな性行為とわいせつな行為の罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が同じであり、また、規制自体に問題が生じ、見直しが求められている状況に

はないことから、現時点での条文の見直しは見送る」、として終えていました。今回の対応でも変更ありません。

最後に【家族の形が多様化】。前回部会では、条文に「結婚」が明記されていることで、「単に欲望を満たすためにのみ行なう性交等」を抑止・牽制している側面もあるので、条文の見直しは見送る一方で、「結婚」が結婚に準ずる関係、同性パートナーシップ証明制度や事実婚ですね、も含む旨、解釈を変更し補足していく、として終えていました。けれども、ここで、その後変更がありました。

網掛け部分を御覧ください。「関係機関と調整の結果、「表現変更せず解釈で補足」はできない。今回の関係機関の意見も踏まえ、今に通じる条文となっているか否かは、5年ごとの条例見直しなど機会を捉えて常に検討していく必要がある」。説明します。これは、関係機関に、具体には横浜地方検察庁になりますが、話を伺ったところ、条文に明記されている「結婚」の言葉自体は、法律婚の捉え方しかできないので、法律婚ではない事実婚等を解釈に加え補足しようがない、とのことでした。

よって、今回の対応としては、6頁を御覧ください。網掛け部分、左列、現在の解釈・解説ですが、「第31条第1項の解説：本項の例としては、成人が、結婚の意思もないのに、青少年を言葉巧みに誘って、単に自己の情欲を満たすために性交した場合や青少年の性器等を手でもてあそぶなどした場合などがこれに当たるが、結婚を前提とした真に双方の合意ある男女間の性行為は、該当しないものである」。これについて、前回部会では、中列「「結婚」が結婚に準ずる関係も含む旨、解釈を変更し補足することを検討していく」として終えていましたが、イメージとしては括弧書きで法律婚に限らない旨付記するなどでしたが、今回の対応としては右列、「(関係機関と調整の結果「表現変更せず解釈で補足」はできない。)」となっています。つまり、今回は現在の解釈・解説を触らないということです。

ただ、一つ付け加えますと、先ほど3頁でも、「今回の関係機関の意見も踏まえ、今に通じる条文となっているか否かは、5年ごとの条例見直しなど機会を捉えて常に検討していく必要が有る」とさせていただきましたが、家族の形が多様化は、時代の流れで、ますます加速していくと思われそうですし、また、今回、解釈・解説ではどうかしようがないということがはっきりしましたので、事務局としては、別のアプローチも視野に、引き続き課題認識していきたいと思えます。

7頁目を御覧ください。性的暴行・性的虐待の抑止に係る見直し。こちらも、31条にかかる項目になります。前回部会では、性的虐待が依然としてなくなることから、規定される何人には当然、保護者も含まれるということ、解釈・解説で補足していく、として終えていました。けれども、その後変更がありました。

「3. 対応の方向性」の網掛けを御覧ください。「検討の結果、法律で「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設をもって、保護者による性的暴行・性的虐待の抑止が見込まれることから、解釈による補足も行わない」。説明します。前回部会でも、監護者性交等罪が、29年刑法改正で新設されたこと、監護する親などその影響力に乗じて性交等した場合、刑法で罰せられるようになったこと、について触れました。今回、

作業を進めていく中で、今や、刑法の方で性的虐待が罰せられるので、条例の方でことさら補足する必要は薄いのではないか、ということに行き当たりました。

よって、今回の対応としては、12頁を御覧ください。網掛け部分、左列、現在の解釈・解説ですが、「第31条の趣旨：本条は、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をすることを禁止したものである。また、これらの行為を教えたり、見せたりすることを禁止したものです。」。これについて、前回部会では、中列「「何人なんびと」の見える化（定義化）を検討したところ、神奈川県政策法務課より、一般論として定義しないものである旨、見解があったため、解釈による補足を検討していく。」として終えており、事務局のイメージとしては「なお、何人には、当然保護者も含まれる」旨付記するなどでしたが、今回の対応としては右列、「（検討の結果、法律で「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設をもって、保護者による性的暴行・性的虐待の抑止が見込まれることから、解釈による補足も行わない。）」となっています。ひとつ前の項目同様、こちらも、今回は現在の解釈・解説を触らないということです。

続きまして、13頁目を御覧ください。有害がん具類の指定に係る見直し。前回部会では、例えば本来スポーツの用途で使用されているようなものが、有害がん具に指定されことにより、スポーツでも使用できなくなることを防ぐために、有害指定する際に必要に応じてその旨の付記することでの補足を検討していく、として終えていました。けれども、その後変更がありました。

「3. 対応の方向性」の網掛けを御覧ください。「検討の結果、用途を含めて指定できない技術的問題（指定は「がん具類の種類」「がん具類の名称」「形状その他の特徴」において行われる）、用途の範囲の問題（例えば、スポーツの用途を除外とした場合の、スポーツの明確な範囲等）、条項の趣旨（青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類を有害がん具類として指定し、青少年に販売等することを禁止する規定である。）も踏まえた結果、指定の際の補足も行わない。」。これは、技術的問題は具体的に、解説本の152頁を御覧いただければと思いますが、左から項目「がん具類の種類」「がん具類の名称」「形状その他の特徴」が並んでおりまして、スポーツで使用する場合を除くといったことを落とし込める欄がないということ。用途の範囲の問題は、スポーツの境界線をどこに設定すればいいのかといった問題。オリンピック種目であればいいのか、国体種目だったらどうなのか。競技人口が何万人以上ならいいのか。最後、趣旨の問題は、有害がん具と青少年の接点を一切排除して青少年を守ろうとしている条文であるということです。

よって、今回の対応としては、14頁を御覧ください。右列、「変更なし、これは条文の変更なしという意味ですが、※用途を含めて指定できない技術的問題、用途の範囲の問題、条項の趣旨も踏まえた結果、指定の際の補足も行わない。」となっています。

続きまして15頁目を御覧ください。青少年のネット利用に係る見直し。

「3. 対応の方向性」を御覧ください、前回部会では、読み上げますが「青少年のネット利用に係る規制には保護者自身による努力を前提にした義務を課すこと、条項の順番を規制の流れに沿って並び替えることを検討していく」、として終えていました。

けれども、その後変更がありました。

網掛け部分です。「趣旨が啓発に近いこと（理解に係る基準等を設けないため）、立法事実が不十分（現状・課題との因果関係を明確にできない）であることから義務を課さず見直さない。また、法務ルール上順番変更のための改正がないこと等から、順番変更も行わない。」。説明します。これは、まず、趣旨が啓発に近いことは具体的に、保護者に理解度テストで何点以上必要だとか理解を深めるための勉強は何時間しなさいだとか、そうした基準めいたレベルまで踏み込まないのであれば、事務局としてはそこまで踏み込む予定はなかったもので、そうであればそれは声掛け・啓発であり、条例に馴染まないということです。立法事実が不十分とは、保護者の理解が不足しているので、青少年がネットの問題に巻き込まれる、といった因果関係を明確にできないこと、です。また、順番変更だけの、改正はない、ということです。

よって、今回の対応としては、16頁以降の表のとおりですが、例えば中列、35条下線部「保護者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深めるよう努めなければならない」のように、前回部会では、保護者に新たに努力義務を課そうとして終えておりましたが、今回は、変更しないということで、左列現状の内容が、そのまま右列の内容になっています。説明は以上となります。

（部会長）

ありがとうございます。現時点の対応案について、事務局より説明がありました。昨年度は、部会で協議した対応案について、「県で条例を統括する部署や関係機関とも調整を進め、来年度の部会に向けて、内容を詰める」とされましたが、その後、関係部署等との調整において変更が生じた項目もありました。全般でも気になるところでも結構ですので、改正について、お気づきの点等御発言いただければと思います。ご意見、御質問ある方からお願いできればと思います。

（新井委員）

いくつかありまして、1のアについてですが、これは来年4月に民法が改正になりますけども、法律改正をきっかけとして条例を改正しなければいけない場合は、5年ごとの見直しといった期間とは関係なくされていくといった理解で、よろしいのでしょうか。

（青少年課長）

ご理解いただいている通りです。

（新井委員）

わかりました。また、今回、今年1月に検討した結果と別に、今回いろいろ対応が変わっている一つに、条例上のルールというものが2つくらい出てきたかなと思ってお

ります。私たちは、それについては、当然知らないわけですが、例えば、1のイの覚せい剤が、法律での表記が変わっている場合に、条例は変えない、せっかくのタイミングなのに変えない、というのは少し私としては違和感があるかなと、という意見は述べさせていただきたいかなと思っています。あと、1のウなんですけど、表現変更はせず解釈で補足の、監護者性交は刑法で補足できるから、というお話なんですけども、私も刑法の方の監護者性交と、青少年保護育成条例でのみだらな性行為を禁止していることとの整合性を明確に認識しているわけではないのですが、刑法の監護者性交等で、補足できないようなケースを、青少年保護育成条例31条で、罰するという場面があるのかなのか、といったことについて私ははっきりとは理解できてないのですが、この「何人も」を補足、解釈による補足をしないことは、それは何人に保護者は含まれていないという積極的な意味合いはないという理解でよろしいのでしょうか。排除しているのか、何人を解釈で補足しないということは、そこには監護者は入っていないという逆の意味合いが含まれることになるのか、そのあたりについて、検察庁との調整の結果などを、教えていただきたいなと思います。

(部会長)

2点ありました。1のイの方は、この段階で文字の修正をしないのは違和感があるということと、もうひとつは、刑法でカバーしきれているのかといったそうした質問だったかと思いますが、いかがでしょうか、幹事の方。

(青少年課長)

まず、覚醒剤の表現の問題については、本県の条例を所管するところが、これまでルールとしてそのように扱ってきたということで、ひとまずそれに従うように現時点では考えております。それから監護者性交等罪に関連して御質問がありましたけれども、まず、条例に規定しています何人には、当然「何人も」ですので、保護者も含まれているというふうに考えております。それで、ただ、ここに保護者を含むんだよ、ということをあえて明確にするために、解説に書いたらどうかという話がありましたけれども、実は、この監護者性交等罪は、暴力などそういったものが必要なく罪が成立してしまいます。そういう意味では条例でわざわざ監護者も含まれるとうたわなくとも、犯罪要件が同じですので、条例で裁く以前に刑法上の罪になるため、条例の方であえて解説で強調して、保護者も条例違反になりますよ、というメリットは少ないということで、あえてそこを強調することはないという判断です

(部会長)

新井委員、いかがでしょうか。

(新井委員)

はい。監護者性交等罪については理解しました。それで私も結構かと思います。あと、

覚醒剤の表現変更を行わないということについて、ですとか、2のウですね、青少年のネット利用に係る見直しについても、条例上のルールという言葉が出てきているんですけども、そこについてはやはり若干違和感が残るかなと思っておりますので、今後引き続き問題意識としては持っていただけたらなというふうに思います。

(部会長)

ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私の方も、ひとつ意見がありますので、最後に言わせていただきますと、今の段階では、どういう問題が起きているかということが、よくわからない、あるいは、コロナということもあって、問題が起きていないのかもしれませんが。将来どういうことが起きてくるのか、あるいはどんなことが問題として広がっていくのか、というようなことは今わからないので、ちょっと議論しにくいなというのが、私の感覚です。十分に条例でカバーできているのかあるいは刑法でカバーしきれないところを条例で何かしなければいけないのかということについて、今後も注意しながら見ていくしかないのではないのでしょうか。あるいは、幹事の中に教育委員会の方も警察の方もいらっしゃるの、子ども達を指導していく、あるいは、業者を指導していく、取り締まっていく上で、必要なことが出てきた時には、すみやかに、教えていただければと思います。

それでは、この議題について、この辺でまとめさせていただきたいと思います。皆様からの御意見を踏まえ、今後、事務局では、改正箇所についてさらに詰めていってもらいと思います。次回の部会で皆様に御確認いただく、条例については常に課題認識していってもらう、こうしたまとめとさせていただきたいと思います。なお、途中でこれはしっかり議論しなければいけないぞというようなことが見えてきた時には、皆さんにお諮りして臨時的、といたしますでしょうか、一回分余計になりますが、そういった協議をする場所を作らせていただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(部会長)

続きまして、報告事項に移りたいと思います。まず、初めに報告事項ア「青少年喫煙飲酒防止条例 改正に関して」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料7により事務局から説明) それでは、成年年齢に引き下げに伴う青少年喫煙飲酒防止条例の課題及び対応について御説明いたします。資料7を御覧下さい。皆様ご存じの通り、令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられる民法の一部改正が施行されるのですが、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法については、その目的が、青少年の健康被害防止及び非行防止の2点にあることから、喫煙飲酒を禁止する年齢につきましては、引き続き20歳未満は禁止となっております。また、この法令には、親権者の制止義務があります。2頁目に、法令を掲載させていただいております。

す。非常に短い法令であります。第1条から第6条のうち、第3条「未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス」とありますが、18歳以上の子供を有する保護者については、親権が無くなることから、罰則の適用が無くなるのが予定されております。こうした状況を踏まえまして、青少年喫煙飲酒防止条例においては、青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止する努力義務が課せられている保護者の定義について、範囲を動かす必要があるのか検討が必要となります。

対応の方向性ですが、県青少年喫煙飲酒防止条例は、二十歳未満者の喫煙・飲酒に対する保護者、事業者、県民に罰則の無い独力義務を設けています。そして、この条例は、喫煙・飲酒の防止のみならず、保護者、事業者、県民、県と一体となって、社会環境の整備を目的とする条例でございます。そこで、条例の趣旨を踏まえ、青少年に最も身近な立場である保護者については、子が成年に達した後も引き続き20歳未満の青少年を現に監督する者として努力義務を負っていただくことで、改正を進めていきたいと思っております。保護者の義務ですが、親権が無くなった場合でも、県民としての努力義務があるので、努力義務が残るところでは変わりありません。

関連する条文ですが、第2条(2)の保護者定義については、条例の趣旨に従い改正不要という事になりますが、法文上の整理として、関連法令に法定代理人、保佐人等の標記を加えている法令がありますので、法制部門との相談のうえ、必要に応じて文言の整理を行いたいと思っております。

続きまして、第2条(5)、(6)の「未成年者喫煙禁止法」「未成年者飲酒禁止法」の法令名が「二十歳未満の者の喫煙ノ禁止ニ関スル法律」、「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」と変わることが予定されているので、これに合わせて改正を行います。

2頁目の一番下のところに、すべてではないですが、未成年を二十歳未満の者に改正する、引下げをしない主だったものを記載させていただいております。少年法をはじめとして、たばこ、アルコール、競輪、競馬、競艇、そして民法では、養親になれる年齢などが、引下げをしないこととなっております。資料7からの説明は以上となります。

(部会長)

この報告事項について、御質問等ございますか。

(各委員：質問なし)

(部会長)

特にないようなので、報告について了承させていただいたものとさせていただきます。

次に、報告事項イ「有害興行（映画）の指定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料8により事務局から説明) それでは、有害興行映画の指定状況について御報告させていただきます。資料8を御覧下さい。有害興行の指定については、緊急指定した作品の報告をさせていただきます。資料8記載のとおり、本年2月5日から8月6日までの間に合計27作品を有害興行として指定しました。報告は以上です。

(部会長)

この報告事項について、御質問等ございますか。

(各委員：質問なし)

(部会長)

それでは了承させていただいたものとさせていただきます。

次に、報告事項ウ「前年度立入調査実績」を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料9により事務局から説明) 青少年保護育成条例に基づく立入調査の実績について報告させていただきます。令和2年度、コロナ禍の中の立入実績となります。昨年度は、新型コロナウイルスの関係で、調査に行き難い状況等がございましたが、第3四半期、第4四半期を中心に調査を実施いたしました。結果は資料9の通りとなっております。この中で、カッコ書きの数字が令和元年度の結果となりますが、この調査結果の中で、有害役務提供営業施設の調査結果が、立入調査件数が2件、指導件数4件、200%となっている令和元年度の数字がございます。この内容ですが、2店舗調査に行きまして、1店舗は、青少年の立入禁止表示の不備と、青少年保護育成条例第27条の5に定められている従業者名簿の3年保存の不備、そして、もう1店舗は、青少年の立入禁止表示の不備と、従業者名簿の採用年月日の記載不備などで指導を受けており、指導件数が4件となっているものです。前年度立入検査実績につきましては、以上となります。

(部会長)

ありがとうございました。この報告事項について、御質問等ございますか。

(各委員：質問なし)

(部会長)

それでは了承させていただいたものとさせていただきます。

それでは最後に、「その他」の議題に入らせていただきます。幹事の方では特に、用意がないようです。委員の皆さまの方で、この場で、共有しておきたいことなどがございましたら、御発言いただければと思います。何かございますでしょうか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは特にないものとさせていただきます。ありがとうございました。それでは、次回の日程ですが、事務局では、いつ頃を考えていますでしょうか。

(事務局)

次回の日程は、11月中旬頃に開催を予定しており、次回も、コロナ禍の状況に応じて、リモート開催など柔軟に対応していきたいと思っております。条例見直し等につきましては、本日、活発な御協議をありがとうございました。さきほどの民法改正などは、やはりその令和4年4月のスケジュールに条例の方も併せていかないといけないのですが、幹事の青少年課長の方からもありましたが、民法改正に伴う条例改正というところが、来年の4月というところで、今、全体スケジュールも組んでいるところですが、社会状況の変化を踏まえ引き続き議論していかなければいけないところもあると思っております。そういうところは、また次回以降の部会で御議論を必要に応じてさせていただければいいのかなと思っております。改正等につきましては、肅々といきますか、間に合うように進めまして、年明けに議案提出等をしていきたいと思っております。

(部会長)

ありがとうございます。少し時間オーバーしてしまいましたが、これで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたる御協議、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議資料

- 資料1 令和3年度の重点的協議事項の選定について
- 資料2 神奈川県青少年保護育成条例の歩み
- 資料3 青少年保護育成条例の見直しについて
- 資料4 青少年保護育成条例全条項別見直し状況
- 資料5 青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近5年間の状況・社会状況
- 資料6 青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等
- 資料7 成年年齢引き下げに伴う青少年喫煙飲酒防止条例 課題及び対応について
- 資料8 有害興行（映画）の指定
- 資料9 青少年保護育成条例に基づく立入調査実績